児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 16 日
こども家庭庁成育局保育政策課

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案について、令和８年１月 15 日（木）から同年２月 20 日（金）まで御意見を募集したところ、計 15 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
１	１　条件として「保育士による支援を受けること」とありますが、具体的にどのような「支援」が想定されますか。自治体における指導監査において、どのような部分を確認されますか。 ２　条件として「保育士による支援を受けること」とありますが、ここでいう「保育士」は、所定労働時間が 100 時間未満の派遣保育士やスポットワークで勤務する保育士を含みますか。 ３　運営費もあわせて措置されるものと考えますが、具体的な考え方を通知で示すことを求めます。 ４　この改正によって「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」は改訂されますか。 ５　新たな保育所保育指針において、今般の新たな考え方について盛り込むことを求めます（例えば、保育士と理学療法士等との連携に向けた取り組みなど） ６　ここ de サーチにおいて、理学療法士等に関する情報を掲載することとなると推測しますが、見解を示してください。 ７　「これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、どのように認めるのか、具体的な考え方や基準をお示しください。 ８　みなし規定を適用する場合、保護者に対する説明は必要ですか。 ９　みなし規定が適用される期間について、目安はありますか。例えば、１年間以上にわたって当該みなし規定を適用することは可能ですか。	１、２及び７から９までについて 今後通知等でお示しすることを検討しております。 ３について 保育士とみなされる理学療法士等については、現行の看護師等のみなし規定における取扱いと同様、保育士として運営費が措置されます。 ４について 現時点において、改訂の予定はございません。 ５、６及び 11 について 御意見として承ります。 10 について 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の国家資格の取得要件については、本府令による改正に伴う変更はありません。 12 について 改正していただく必要があると考えております。 13 について 本府令附則第２項に基づき可能です。 14 について 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第２項の規定により、保育士と

	10　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に当たって、保育に関する知識を学ぶこと等、資格を取得する際に何らかの影響は生じますか。 11　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の関係団体に対し、事前の情報提供をお願いします。円滑な制度開始のために必要な手続きであると考えます。 12　府令の改正によって自治体で条例を改正すると考えますが、みなし規定を適用しないと判断した自治体においては、条例改正は不要ですか。 13　自治体の条例改正の手続きが遅れた場合、内閣府令を直接の根拠にして、保育所の判断のもと、みなし規定を適用することは可能ですか。 14　「一人に限り、保育士とみなすことができる」とありますが、一人に限る理由を御教示ください。	みなすことができる保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の人数が１人となっていること等を踏まえて検討した結果、一人に限ることとしました。
２	・　みなし保育士の拡大（理学療法士等）については、配置基準を満たす保育士の確保が今後ますます困難になること、こどもの発達に関する専門知識やスキルを有する職種の職員が現場に入ることにより、職員全体の保育の質の向上が期待されることから賛成である。 ・　３歳児配置基準の経過措置の期限（令和９年度末）については、現在ほとんどの保育者が 15：１の基準を満たしていると思われるので、期限の設定は妥当であると考える。 　また、０歳児～２歳児については、保育士確保が困難な園も多いため、配置最低基準の改正ではなく、基準より手厚く配置している場合に補助金を交付する加算方式を採用していただきたい。	１点目及び２点目の前段について 賛成の御意見として承ります。 ２点目の後段について 御意見として承ります。
３	少しでも多くの人数で保育園を運営したいので、示された案で進めてもらいたいです。 一. 保育所保育指針が変わると思います。その中に「保育士」と「理学療法士など他の職種の職員」との連携・協力に向けた取組みを明記してもらいたいです。質の向上には、職種を超えたチームワークが必要です。 二. 現在も看護師など、みなし規定が存在しますが、実態が不明です。現在運用されている実態を調べていただき、どのくらいの割合の保育園が、みなし規定を適用しているか示してもらえると、制度がより浸透すると思います。	御意見として承ります。
４	１　理学療法士等を職員に位置付けることは賛成ですが、現実には看護師等の確保にも困難が伴っているのが現状ではないでしょうか。それは保育所職員の給与水準が一般労働者よりも低いことによるものです。実質化を目指すのであれば、保育職員全体の給与水準を上げることが必要だと考えます。また理学療法士等が保育を行うに当たっては当該保育所の保育士の支援が受けられることが条件となっています。「保育士とみなす」ということ	１について 御意見として承ります。 ２について 賛成の御意見として承ります。

	はクラス集団全体を対象とすることを意味するわけですが、理学療法士等は個別支援を前提に養成されているため、保育士とみなすことには無理もあると考えます。職員としての位置づけの在り方について、児童発達支援センターの施設支援の在り方と併せて、今後も検討することをお願いします。 ２　３歳児保育の職員配置基準の「経過措置期限を令和９年度末までにする」ことに賛成です。	
５	該当箇所：概要「２.改正の内容　１児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（保育所における保育士の数の算定）」について 　意見の概要：理学療法士等の専門職を保育士定数に算入するにあたり、保育の質と安全を確保するための「保育業務および安全管理に関する研修」の受講を必須要件とすることの提案 意見内容： 　保育所等において、障害のあるこどもや医療的ケア児の受け入れ（インクルージョン）が進む中、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理担当職員といった専門性を有する人材の配置を促進するという本改正案の趣旨には、深く賛同いたします。多様なニーズを持つこどもたちに対し、専門的な視点からの支援が提供されることは、保育の質の向上に寄与するものと期待します。 　しかしこれらの専門職を、配置基準上の「保育士」として算入（代替）することを可能とする本改正案の運用にあたっては、こどもの安全と保育の質を維持するため、以下の点について慎重な配慮と要件の追加を求めます。 １.「療育」と「保育」の業務特性の違いへの対応 　理学療法士等の専門職は、リハビリテーションや発達支援のプロフェッショナルですが、保育所における日常的な「保育」業務（食事・排泄・睡眠の介助、集団生活の運営、感染症対策など）については、必ずしも専門的な教育を受けているとは限りません。保育士配置基準に含まれるということは、単に専門的な助言を行うだけでなく、クラス担任や一時的なワンオペレーションを含め、こどもの生命と生活を預かる責任者としての役割を果たすことが求められます。したがって専門職を保育士とみなして算入する条件として、単に資格を有しているだけでなく、保育所保育指針に基づく「保育の基本」や「乳幼児の安全管理」、救命救急処置等に関する一定時間の研修受講を、努力義務ではなく必須要件として定めるべきです。 ２.現場の保育士との連携円滑化のために 　保育の現場はチームワークで動いています。専門職が新たに配置基準に加わる際、保育に関する共通言語やリスク認識が共有されていないと、連携に	御意見として承ります。

	支障をきたし、現場の混乱や事故につながる懸念があります。「保育士による支援を受けられる体制を確保すること」という条件は示されていますが、これは現場の保育士に「専門職のフォロー」という新たな業務負荷をかけることと同義になりかねません。専門職が「お客さん」ではなく、即戦力の「保育者」としてチームに溶け込めるよう、採用時および採用後における保育実務研修の実施を、設置者に強く義務付ける記述をガイドライン等に追加することを要望します。 結び： 　専門職の知見は保育所にとって大変有益ですが、それは生活の場としての安全と安心が確保されて初めて活きるものです。制度の緩和が、現場の負担増や安全性の低下を招くことのないよう、丁寧な制度設計をお願いいたします。	
6	「理学療法士等を１人に限って保育士とみなすことができる。ただし保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。」ことについて、本制度の導入に反対します。比較的職員数が多い認定こども園や保育所ならまだしも、小規模保育園等では職員の数が多くないため、保育士の負担が大きくなり、ひいては保育環境が悪化してしまう懸念があるのではないでしょうか。 　保育士としてみなすのではなく、対象児がいる場合の加配に加えて、理学療法士等を配置した場合に手厚く保証する形で公定価格に反映する又は都道府県や市町村の役割と位置づけ巡回支援でその役割を担わせるとしてはいかがでしょうか。 　本制度を導入するにしても、理学療法士や作業療法士は明確な資格があり資格証明書の確認も容易だと思いますが、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）について、「個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」の要件が曖昧であるため、明確にしていただきたい。	１段落目について 　御意見として承ります。 ２段落目について 　令和８年度より療育支援加算を見直し、現在の主任保育士等の代替職員を配置する費用とは別の区分として、新たに理学療法士等の専門職を配置する又は派遣を受けるための費用を算定できる新たな区分を設ける予定です。 ３段落目について 　今後通知等でお示しすることを検討しております。
7	賛成の立場です。 ●現在のみなし規定は、各条文に「当分の間」という一定の制約があります。今般の新たなみなし規定は、このような制約（時限的な規定）はありますか。	１点目について 　時限的な規定ではありません。 ２点目について 　御意見として承ります。 ３点目について

	●保育所保育指針が改訂されますが、今般の新たなみなし規定の考え方について盛り込むことを求めます。例えば、保育士と理学療法士等との連携に向けた方策について盛り込むことを求めます。 ●障害者支援に関わる専門職が多数あるなかで、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員に限定した理由をご教示ください。 ●理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員について、スポットワークとして勤務してよいですか。 ●常勤保育士の定義に関する通知は変更されますか。具体的には「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」や「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」などの通知は変更されますか。	「保育政策の新たな方向性」（令和６年 12 月 20 日公表）において、「保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要」であり、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用・・・を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進」としたことを踏まえ、保育所等において、医療的ケア児や障害児の受入れのための体制の強化を図る観点から、みなし規定の対象として適切な要件を検討したものです。 ４点目について 今後通知等でお示しすることを検討しております。 ５点目について 現時点において、本改正に伴う改正の予定はございません。
８	・「保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない」とありますが、ここでいう「保育士」の考え方について通知でお示しいただきたいです。例えば、月に 50 時間勤務する保育士は、ここでいう「保育士」に該当しますでしょうか。 ・「障害児の療育及び障害児に係る療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有する者」とありますが、籍だけを置いて実際は勤務していない場合の取扱いはどうなりますでしょうか。例えば「４年間は実際に施設で勤務していたが、１年間は休暇を取得していた」というケースは、ここでいう「五年以上従事した経験を有する者」に該当しますでしょうか。 ・「障害児の療育及び障害児に係る療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有する者」について、勤務日数が年に数回程度の者は「経験を有する者」に該当しますでしょうか。どの程度の勤務日数、勤務時間をもって「従事した経験」があると解釈されるのか、お示しいただきたいです。 ・「障害児の療育及び障害児に係る療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有する者」について、どのような資料を自治体に提出すればよいでしょうか。具体的に教えていただきたいです。	１点目から４点目までについて 今後通知等でお示しすることを検討しております。
９	１.改正の内容においても「心理担当職員」との記載となっておりますが、他の職種が国家資格名で明示されていることとの整合性を踏まえ、心理職についても国家資格名称である「公認心理師」に変更を要望します。	１について 今後通知等でお示しすることを検討しております。 ２及び３について

	２.満３歳以上満４歳未満の園児の定数が減少し、配置基準が改善された点は評価されます。しかしながら、保育事故や虐待等の発生が多いのは１歳児等の未満児であることが報告されております。また、欧米諸国と比較して、保育士一人あたりが担当する子どもの人数が多いことも指摘されています。発達障害や愛着障害など、より手厚い支援を必要とする子どもが増加している現状を踏まえ、１歳児をはじめとする未満児についても、欧米並みの職員配置基準へと改善を希望します。さらに、療育施設や乳幼児健診後の親子教室等においては、公認心理師が療育などを担当している場合もありますので、そのような場合の制度上の位置づけについてもご検討いただければと願っております。 ３.児童福祉施設や家庭的保育事業においては、子どもへの支援のみならず、職員や保護者に対する心理支援やカウンセリングも重要となります。これらは公認心理師が担うことのできる専門的業務であるため、その役割が適切に発揮できる体制を整備していただきたいと願っております。	御意見として承ります。
10	１　自治体による条例改正について、令和８年度中ではなく令和９年度中に改正することとしても差し支えないでしょうか。 ２　「心理担当職員」について、具体的にどのような資格を有する者をさしますか。 ３　「心理担当職員」について「これと同等以上の能力を有すると認められる者」とありますが、どのような資料でこれを証明することになりますか。どのような方法で認められるか否かを判断すればよいですか。 ４　理学療法士等のみなし規定を適用しないと自治体が判断した場合、その自治体において条例改正は不要ですか。それとも条例改正は義務付けですか。 ５　処遇改善加算などの運用において、施設に勤務する職員の平均経験年数を算定することがありますが、みなし保育士となっている職員を含めて算定することとなりますか。それとも、みなし保育士を除外して算定することとなりますか。	１について No.１の「13について」をご確認ください。 ２及び３について 今後通知等でお示しすることを検討しております。 ４について No.１の「12について」をご確認ください。 ５について 現行の看護師等のみなし規定における取扱いと同様、みなし保育士となっている職員を含めて算定してください。

11	１.みなし保育士となる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の職員について、所定労働時間の基準・目安はあるか。最低ラインの目安はあるか。 ２.「保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない」という規定について、何をもって「支援を受けることができる体制」が確保されていると判断すればよいか。これを判断するのは自治体になるのか。 ３.みなし保育士の遡及認定は可能か。例えば、５月になったあと、４月１日からみなし保育士として勤務したこととする運用は可能か。 ４.みなし保育士とすることを前提に採用活動を行うことは差し支えはないか。例えば、採用案内に「みなし保育士として任用する」などの案内をしても差し支えないか。採用・任用・勤務等に当たっての留意事項を通知する予定はあるか。 ５.みなし保育士として勤務する期間について、期間が細切れになる場合の基本的な考え方を示してほしい。例えば、ある月において「上旬はみなし保育士として勤務、中旬はみなし保育士として勤務せず、下旬はみなし保育士として勤務」などのケースも想定される。この場合、下旬から勤務するとき自治体の承認は必要か。 ６.みなし保育士として認められた場合、それが有効であると認められる期間はどのくらいか。 ７.みなし保育士となる職員について、労働基本法で定める労働条件通知書の内容を変更する必要はあるか。 ８.施設長が理学療法士等の資格を有している場合、施設長がみなし保育士となってよいか。 ９.自治体の指導監査において、みなし保育士の不適切な運用であると判断された場合、みなし規定のその後の運用に影響するか。	１について 今後通知等でお示しすることを検討しております。 ２について 今後通知等でお示しすることを検討しております。 ３について 「遡及認定」の意味するところが明確でないためお答えできません。 ４について お尋ねのような採用を行うことは可能と考えますが、関係法令に基づき、適切にご対応ください。なお、みなし保育士に関する留意事項については、今後通知等でお示しすることを検討しております。 ５について 現時点において、国として統一的な基準をお示しする予定はありませんが、自治体と各施設・事業所の間で、みなし規定の活用の有無等について情報共有していただく等円滑な運用が可能となるような取扱いとしていただくことが望ましいと考えています。 ６について 期間については、特段の制限はございません。 ７について 関係法令に基づき、適切にご対応ください。 ８について 施設長が保育に従事している場合においては、理学療法士等の資格を有する施設長を最低基準上の保育士とみなすことは可能です。なお、施設長が専任でない場合は公定価格上の減算の対象となります。 ９について 各施設・事業所におけるみなし規定の運用状況については、指導監査等により確認していただくこととなります。指導監査等において不適切な運用が確認された場合には必要な指導を行う等の対応をとっていただく必要があります。

12	これに相当する課程を修めて卒業した者とあるのですが、市に卒業証書を提出すればよいのですか。他にどのような文書が必要なのでしょうか。 みなしの保育士として働いていた職員について、保育所が、その職員を、もうみなしの保育士ではないと判断したとき、市に対してどのような手続が必要でしょうか。 みなしの保育士と認める場合、市が施設に対して通知する流れになるのでしょうか。施設の判断だけで、みなしの運用を開始してもよいのでしょうか。	１段落目について 大学等において必要な課程を修めて卒業したことを証明する書類等により確認を行うことを想定しております。 ２段落目及び３段落目について 今後通知等でお示しすることを検討しております。
13	○指導監査に影響すると思います。通知のなかで具体的な考え方を示してもらうことはできますか。 ○「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」のように、条例ではなく、規則や要綱で規定することはできますか。	１点目について 御意見として承ります。 ２点目について 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第１項の規定を踏まえつつ、自治体の法制部局とご相談ください。

その他２件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。